

指定申請等手数料について

神奈川県では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、地方自治法第227条に基づき、手数料を徴収しています。

1 審査手数料の額

【令和元年10月1日改定】

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,050円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,080円	1サービスにつき 10,050円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,080円	10,050円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,080円	25,050円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,080円	25,050円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,050円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,080円	1サービスにつき 10,050円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15,080円	10,050円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は、33,080円です。

2 納付方法

- 申請時に証紙貼付用紙(次頁)に神奈川県収入証紙を貼付してご提出ください。(収入印紙ではありませんので御注意ください。)
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等が受けられなくても返還できません。
- 神奈川県収入証紙は、県庁内の売店のほか、県内各地で販売しておりますので、お近くの販売所で購入してください。「神奈川県収入証紙販売所のご案内」↓
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html>

3 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,080円	25,050円	介護老人保健施設	63,080円	25,050円
通所介護	30,080円	10,050円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
夜間対応型訪問介護	市町村指定	市町村指定	介護予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
合計	75,160円	35,100円	通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			介護予防通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			訪問リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			介護予防訪問リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			合計	63,080円	25,050円

証 紙 貼 付 用 紙

新規・更新・変更 (いずれかに○をしてください)

○ 手数料の額

神奈川県収入証紙貼付欄	
事業所又は施設の名称： _____	金額： _____ 円
サービス種別： _____	事業所番号(新規除く)： 14 _____
※ 誤りを防止するため、 サービス種別ごとに用紙を分けて 貼付してください。(居宅サービスと介護予防サービスについても用紙を分けて貼付してください。)	

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,050円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,080円	1サービスにつき 10,050円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,080円	10,050円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,080円	25,050円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,080円	25,050円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,050円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,080円	1サービスにつき 10,050円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15,080円	10,050円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は、33,080円です。